

図書館システム更新及び保守業務仕様書

1 基本事項

(1) 目的

本業務では、IC タグを利用したクラウド型の図書館システムを導入することで、利用者への利便性の向上や情報提供の拡大をし、住民の方への図書館サービスのより一層の充実を図ることを目的とする。

図書館指定管理者が本業務を指定管理業務として行うこととする。

(2) 業務範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- ア 公共図書館向けパッケージシステムの導入
- イ 導入する図書館システム機器の調達、調整、搬入及び据付
- ウ 既存システム機器の撤去
- エ 既存システムからのデータ移行（既存データの抽出は既存システム業者（京セラコミュニケーションシステム株式会社）が行う。）
- オ 導入したシステムの保守

(3) 導入時期及び保守、運用サポート期間

本業務は、以下のとおりのスケジュールを想定している。

- ア 構築期間：契約日から令和 7 年 9 月 19 日
- イ 移行期間：令和 7 年 9 月 20 日～令和 7 年 9 月 30 日（特別整理期間）
- ウ システム稼働日：令和 7 年 10 月 1 日
- エ システム保守期間：令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

ただし、東浦町が希望した場合、想定する保守期間終了後も機器供給元及びシステム開発元の保守サポート期間内で継続使用を可能とすること。

継続利用する場合は、次期指定管理者が令和 12 年 4 月 1 日以降システムに関する契約を結び使用するものとする。

2 サービス基本要件

(1) 運用形態

原則、クラウドサービスによるものとする。

(2) 図書館システム

- ア 図書館システムは「利用者サービス業務」「管理業務」など図書館の業務全般を処理できる IC タグ利用対応のトータルシステムであること。
- イ システム導入後、5 年以上の動作保証をされていること。
- ウ 図書館システムは、下記条件にて稼働すること。

- (ア) OSはWindows11で運用可能なこと。
- (イ) ブラウザはMicrosoft Edgeで運用可能なこと。
- (ウ) ウイルス対策ソフトを導入しても運用可能なこと。

(3) サービスセキュリティ対策

個人情報の保護および利用者が安心して図書館を利用できるよう、下記の事項を確実に実施すること。

- ア 図書館システムの中で個人情報を保護するための制約を設けること。
 - (ア) 貸出、返却等に必要の個人情報は最低限の情報とする。
 - (イ) 館内OPAC及びWebOPACには利用者の個人情報を表示しない。
- イ 外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するため情報交換の実施基準・仕組み及び手順を備えること。
- ウ インターネットから直接アクセスされるサーバには、利用者氏名、住所、電話番号、性別、電子メールアドレスなどの利用者個人情報は一切保持しないこと。
- エ IDとパスワードにより利用者の利用認証を行うこと（利用権限の付与）。認証ログも記録すること。
- オ 第三者によるサーバの成りすまし（フィッシング等）を防止するため、サーバ証明書の取得等の対策を行うこと。
- カ 情報漏えい防止の対策として、端末のUSB等の各ポートの使用制限を設定すること。
- キ あいち電子自治体推進協議会の実施するセキュリティ監査を実施することに了承すること。監査結果において、指摘事項があった場合には誠実に対応すること。
- ク 契約終了後、サーバのデータは全て消去すること。

(4) ネットワーク設定

- ア 図書館ホームページからのリンクが出来るよう構成すること。
- イ 現在、図書館の回線は知多メディアネットワーク株式会社と契約しており、回線速度は、300Mbpsである。増速の必要があれば、契約変更または、別回線事業者と契約すること。

3 運用・保守

(1) 範囲・期間

- ア システム運用時における障害対応、システム保守、システム運用支援は、本稼動後、令和12年3月31日まで（延長時は延長期間満了時まで）実施すること。
- イ サーバー障害等により、1日以上図書館システムが使用できない状態となった場合、当該期間におけるデータセンター及びシステム利用料相当分を東浦町に返還すること。

(2) 機器構成

利用者用の機器は、下記台数を設置すること。

なお、業務に必要な機器は、指定管理者が選定し設置すること。

OPAC端末（タッチパネル）	4 台
自動貸出機	2 式
自動返却機	1 式

ア 機器は、稼動後 5 年間に想定される機能追加や業務量、データ量の拡大に対しても安定的に動作が確保できる性能・容量を有すること。

イ 利用者がストレスを感じない十分な性能を有すること。

ウ 設置した機器のうち、所有権が指定管理者にあるものについては、機器を撤去する際、機器内に記録されたデータは全て削除すること。

(3) ウイルス対策

ア 図書館システムネットワークに所属するクライアント機器の OS アップデート、ブラウザアップデートを定期的に行い、発注者に状況を報告すること。

イ クライアント機器にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新化すること。

4 データ移行

(1) 対象データ（令和 6 年 3 月 31 日現在）

蔵書数（図書）	177,279 冊
（視聴覚）	8,008 点（紙芝居含む）
（雑誌）	6,213 点
登録者数	14,871 名
年間貸出冊数	260,571 冊
年間予約件数	12,343 件
登録書誌データ	185,287 件

(2) 移行要件

指定管理者は令和 7 年 10 月 1 日から本稼働するシステムへのデータ移行を行う。令和 7 年 9 月 30 日までのシステムからのデータ抽出は既存システム業者（京セラコミュニケーションシステム株式会社）にて行うものとする。指定管理者は本業務に次回協定更新時のデータ抽出作業を含むものとする。

ア 移行範囲と移行方法は、現行の各業務の整合性を考慮した上で、スケジュールや作業内容、対象データ、移行後の運用等を示した移行計画を策定し、東浦町の承認を得ること。なお、個人情報を含むデータの取り扱いには十分配慮すること。

イ データ移行管理者を置き、役割分担と責任範囲を明確にすること。

5 その他

- (1) 本仕様に明記していない事項であっても、構造及び機能上、本件を履行する上で当然必要とされるものについては実施すること。
- (2) 図書館システム更新及び保守業務仕様書については、必須要件を記載している。指定管理者は、利用者への利便性の向上のために図書館システム機能、機器構成を追加することができる。
- (3) 業務に当たっては、東浦町情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 本仕様書については適切に管理すると共に、これにより知り得た情報については、第三者に開示してはならない。